

伺	令和	年	月	日	決議	令和	年	月	日	常務理事	事務長	事務次長	担当者	被扶養者 台帳照合印
支給額	百万	千	円											
支給期間	年	月	日	日間	資	得	年	月	日	前	始	年	月	日
日額	×	$\frac{2}{3}$	=	×	日	=	円	入院	年	月	日	日間		
日額	×	$\frac{2}{15}$	=	×	日	=	円	標準報酬月額					,000	円
支給開始	令和	年	月	日	備考									

傷病手当金・傷病手当付加金請求書 (第 回日)

被保険者 証の記号と 番号	記号 - 番号	被保険者 の氏名と印	(フリガナ)	生年月日
被保険者の 現住所				S H 年 月 日
事業所 の名称		職場名		電話 ()
発病または負傷 の年月日	令和 年 月 日	傷病名		
① 発病の状態 または負傷 の原因を詳しく				
療養のため 休んだ期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	日間	
② 入院期間があるとき	病院名	病院の所在地		
入院した期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	日間	
	交通事故などの第三者行為によるものですか			いいえ ・ はい
③ 休んだ期間 の賃金	休んだ期間の賃金(報酬)を受けましたか?	受けた ・ 受けない	又は、受けられますか?	受けられる ・ 受けられない
	賃金支給を受けた(られる)ときは、その賃金の額とその支給の基礎となった(なる)期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	円
④ 障害年金、障害手当金を受けているとき、又は受けることができる	⑦ 年金の種類	障害年金・障害手当金	⑧ 年金額	⑨ 年金の支給開始日
	⑩ 年金を受けた年月日	年 月 日	⑪ 障害年金を受けている場合は基礎年金番号・年金コード	
⑤ 任意継続被保険者の資格喪失者の方	⑦ 老齢又は退職を事由とする公的年金を受給していますか			はい・請求中・いいえ
	⑫ 老齢年金の名称	⑬ 基礎年金番号及び年金コード又は記号番号若しくは番号	⑭ 受給年月日	⑮ 年金額
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			⑯ 年金の合計額	円

(健康保険法施行規則第五十七条)

委任状	本請求に基づく給付金の受領を下記の代理人に委任します 代理人氏名 _____ 被保険者(請求者)氏名 _____
領収証	本請求に基づく給付金を受領いたしました 令和 年 月 日 受領者氏名 _____
銀行振込希望の場合に記入	銀行 _____ 支店 _____ 普通・当座 _____ 口座No. _____

受付日付印

労務に服さなかった期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間
⑥ 上記の期間中 の分として支払う報酬関係	⑦ 全額支給した場合、又は支給する場合 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の分として (月 日支払) (金額 円)	円
	⑧ 一部支給した場合、又は支給する場合 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の分として (月 日支払) (金額 円)	円
	⑨ 現在までも、将来も支給しない場合は、その旨	
事業主が証明するところ	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 事業主 住所 _____ 氏名 _____ (事業主印) 電話 _____ 局 () _____ 番	

傷病名	
発病又は負傷の年月日	年 月 日
療養の給付を開始した年月日	年 月 日
発病又は負傷の原因	
労務不能と認められた期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間 左の期間中の診療実日数 _____ 日間
傷病の主症状および経過概要	人工透析を実施又は人工臓器を装着した日 _____ 令和 年 月 日 人工臓器等の種類 _____ ア. 人工肛門 イ. 人工膀胱 ウ. 人工関節 エ. 人工骨頭 オ. 心臓ペースメーカー カ. 人工透析 キ. その他 ()
うへの期間中に入院した期間がある場合はその期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間 入院の費用の別 _____ 健保・公費 自費・その他
療養を担当した医師が意見をかくところ	上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 医療機関名称 _____ 医療機関所在地 _____ 医師氏名 _____ (印) 電話 _____ 局 () _____ 番

(被保険者の注意事項)

- ①欄は、「いつ、どこで、なにを、どうして、どこが、どうした」というように詳しく記載して下さい。
- ②欄は、療養のため休んだ期間中に入院した期間があるときに記入。
- ③欄は、現在までのことを「受けた」「受けない」に、将来のことを「受けられる」「受けられない」にわけて、○で囲んで下さい。

- ④欄は、「委任状」に署名捺印して下さい。
- ⑤欄は、現在までのことを「受けた」「受けない」に、将来のことを「受けられる」「受けられない」にわけて、○で囲んで下さい。
- ⑥欄は、「全額支給」「一部支給」とは、一日当りの賃金の全額又は、一部の意味であること。
- ⑦欄は、「現在までも、将来も支給しない」と記載して下さい。
- ⑧欄は、「現在までも、将来も支給しない」と記載して下さい。
- ⑨欄は、「現在までも、将来も支給しない」と記載して下さい。

(事業主の注意事項)

- ⑥欄⑦、⑧の「全額支給」「一部支給」とは、一日当りの賃金の全額又は、一部の意味であること。
- ⑨欄は、「現在までも、将来も支給しない」と記載して下さい。
- 資格喪失後の期間にかかる請求の場合は、証明を要しません。
- 訂正箇所には、事業主氏名印のところに同じ印を押印して下さい。